

東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（建築工事）

（目的）

第1条 このガイドラインは、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境の改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、東浦町が発注する建設工事のうち、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 東浦町が発注する建築工事で、令和7年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- （1）緊急の実施が必要となる工事
- （2）対象期間（第3条（2））が著しく短い工事
- （3）その他、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事

（用語の定義）

第3条 このガイドラインにおける用語は次のとおり定義する。

（1）週休2日

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間は含まない。

ア 年末年始6日間

イ 夏季休暇3日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

（3）工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

（4）工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

（5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を

通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を、原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ア、イとも、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（発注方式）

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

（積算方法等）

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、以下のアからウまでの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 月単位の週休2日制工事（4週8休以上） 1.04

イ 通期の週休2日制工事（4週8休以上） 1.02

ウ 複合単価、市場単価等の補正対象及び補正係数は別に定める。

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)アにより労務費を補正し工事費を積算し、予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

イ 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望する場合を含む）については、補正係数を(1)アに変更し、直近の契約変更時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限り）は、補正係数を(1)イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

(1) 特記仕様書等への記載により行うものとする。

(2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 監督員は、月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(イ) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が

出ないように現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

イ 工事着手後

(ア) 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(イ) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(ウ) 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督員に提出する。

ウ その他留意事項

(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。

(イ) 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。

(ウ) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(オ) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日制工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

(適正工期の設定等)

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないように設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正

な工期を設定する。

(2) 工事成績評定

ア 月単位の週休2日制工事

月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫

●その他」において評価する。(1点)

イ 通期の週休2日制工事

通期の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫

●その他」において評価する。(0.5点)

(3) 取組証の発行

ア (2) により工事成績評定において評価した場合で、受注者が取組証の発行を希望する場合は、受注者は、工事完了までに申し出るものとする。

イ 発注者は、受注者から取組証の発行の申し出があった場合は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式第1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(4) 元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(5) モニタリングの実施

週休2日制工事を実施する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。

また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で監督員から受注者へアンケート調査の依頼があった場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに監督員に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議(最新版を適応する)

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

東浦町長 印

以下のとおり証明する。

工 事 名			
路 線 等 の 名 称			
工 事 場 所			
本 工 事 の 業 種			
契 約 締 結 年 月 日	年	月	日
最 終 請 負 代 金 額 ※ 1	金		円
工 期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
完 了 年 月 日	年	月	日
引 渡 し 年 月 日 ※ 2	年	月	日
週 休 2 日 制 工 事 の 形 式 ※ 3		月単位の週休制 2 日工事	
		通期の週休 2 日制工事	

※ 1 最終請負契約金額が 1,000 万円未満の工事は取組証の発行は対象外とする。
※ 2 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載
※ 3 該当する形式に「○」を記載

(別記) 特記仕様書等における記載例

【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（建築工事）」を参照すること。
- 2 月単位の4週8休以上（全ての月で現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）を前提に補正係数1.04により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【受注者希望方式の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式）である。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（建築工事）」を参照すること。
- 2 通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）を前提に補正係数1.02により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合（受注者が週休2日の取組を希望する場合を含む）については、補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。